

新年明けましておめでとう御座います。今年が皆様方にとって良い年になりますことをお祈り申し上げます。

また、組合員の皆様には平素は土地改良区の管理・運営につきまして、ご理解、ご協力を賜っておりまして厚く御礼申し上げます。

つきましては、土地改良区の最近の運営状況につきましてご報告申し上げます。

土地改良区の運営につきまして、毎年6月に賦課金納付書と同封致しました土地改良だよりにて、当初予算、前年度決算等をお知らせしておりますが、区の支出額に対し収入財源は、組合員様からの賦課金収入が約3分の1と補助金、交付金等で3分の1、残り3分の1が、基本財産積立金会計より毎年約1億円あまりを繰入運営しておる状況です。平成31年度からは基本財産積立金（利付国債17億円・日本高速道路債務返済機構債15億円）を取り崩すか、賦課金単価の値上げをお願いするかについて、2年ほど前から理事会で協議を重ねてまいりました結果、基本財産積立金は将来土地改良施設が不測の事態に陥ったときのために温存し、賦課金単価の値上げをお願いすることに理事会で決定いたしました。その決定を受け、昨年3月通常総代会において賦課金の値上げを提案致しましたが、値上げは理解できるものの値上げ単価田の1で3,000円増と現行より倍近いことと、現在所有者は農地を農地中間管理機構に預け、担い手（営農等）が耕作をしていることから耕作者が賦課金単価の値上げ額を持ってもらえる証があれば賛成する意見があり、審議の結果は継続審議となりました。

その結果を踏まえ、各地区総代さん、役員方との意見交換会を開催し、各総代さんからの意見を理事会で再度協議しまして、賦課金単価田の1で2,000円値上げすることに決定し、昨年9月26日臨時総代会において再提案し、賦課金単価田の1で、5,500円、畑の1で1,650円、執行時期は平成31年4月からとの提案を賛成多数で議決いただきました。

その結果を海津市営農協議会（平成29年11月6日）に報告し、今後協議会で賃借料の検討をお願いしたところです。

なお、現在所有者が組合員となっておりますが、土地改良法第3条第2項に規定してある組合員の位置づけは、所有権以外の権原に基づき耕作を営む者と解されているため現在の所有者は農地を農地中間管理機構に預け耕作をしていないことから、担い手（営農等）に組合員になっていただくよう要請している状況です。

なにとぞ組合員の皆様には土地改良区の実情をご理解いただきまして、ご協力を賜りますようお願い致します。

平成30年1月吉日
高須輪中土地改良区
理事長 森 正 弘